

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
事業所の所在地	大津市逢坂一丁目1-1

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）（県合計）	2,366 人
-------------------------	---------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数（県合計）	495 件
-------------	-------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）（県平均）	9,266 円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）（県平均）	7,286 円
マージン率（県平均）	21.4%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

就業前講習、接遇講習、スキルアップ講習等

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	公益社団法人大津市シルバー人材センター
事業所の所在地	大津市中央二丁目2-5

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）	204 人
--------------------	-------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	45 件
--------	------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）	9,805 円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	7,651 円
マージン率	22.0%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

就業前講習、接遇講習、スキルアップ講習等

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	公益社団法人彦根市シルバー人材センター
事業所の所在地	彦根市開出今町1419番地

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）	263 人
--------------------	-------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	39 件
--------	------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）	9,509 円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	7,554 円
マージン率	20.6%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

就業前講習、接遇講習、おもてなし講習等

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	公益社団法人草津市シルバー人材センター
事業所の所在地	草津市志那町2554番地 1

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）	91 人
--------------------	------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	14 件
--------	------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）	9,328 円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	7,432 円
マージン率	20.3%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

就業前講習、接遇講習、スキルアップ講習等

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	公益社団法人守山市シルバー人材センター
事業所の所在地	守山市吉身二丁目5番1号

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）	117 人
--------------------	-------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	41 件
--------	------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）	9,621 円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	7,455 円
マージン率	22.5%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

就業前講習、接遇講習、スキルアップ講習等

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	公益社団法人東近江市シルバー人材センター
事業所の所在地	東近江市池庄町437番地1

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）	130 人
--------------------	-------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	27 件
--------	------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）	9,671 円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	7,545 円
マージン率	22.0%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

就業前講習、接遇講習、スキルアップ講習等

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	公益社団法人長浜市シルバー人材センター
事業所の所在地	長浜市小堀町375-1

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）	230 人
--------------------	-------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	33 件
--------	------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）	10,022 円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	7,793 円
マージン率	22.2%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

就業前講習、接遇講習、スキルアップ講習等

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	公益社団法人近江八幡市シルバー人材センター
事業所の所在地	近江八幡市中村町28番地1

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）	144 人
--------------------	-------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	32 件
--------	------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）	9,626 円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	7,678 円
マージン率	20.2%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

就業前講習、接遇講習、スキルアップ講習等

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	公益社団法人栗東市シルバー人材センター
事業所の所在地	栗東市小野452番地1

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）	136 人
--------------------	-------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	34 件
--------	------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）	9,945 円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	7,826 円
マージン率	21.3%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

就業前講習、接遇講習、スキルアップ講習等

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	公益社団法人甲賀市シルバー人材センター
事業所の所在地	甲賀市水口町名坂830番地1

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）	170 人
--------------------	-------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	54 件
--------	------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）	9,818 円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	7,654 円
マージン率	22.0%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

就業前講習、接遇講習、スキルアップ講習等

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	公益社団法人湖南市シルバー人材センター
事業所の所在地	湖南市夏見621番地2

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）	191 人
--------------------	-------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	37 件
--------	------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）	9,559 円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	7,592 円
マージン率	20.6%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

就業前講習、接遇講習、スキルアップ講習等

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	公益社団法人野洲市シルバー人材センター
事業所の所在地	野洲市辻町439番地

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）	164 人
--------------------	-------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	32 件
--------	------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）	9,836 円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	7,850 円
マージン率	20.2%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

就業前講習、接遇講習、スキルアップ講習等

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	豊郷町シルバー人材センター
事業所の所在地	犬上郡豊郷町石畑518番地

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）	7人
--------------------	----

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	6件
--------	----

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）	9,649円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	7,869円
マージン率	18.4%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

就業前講習、スキルアップ講習等

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	公益社団法人竜王町シルバー人材センター
事業所の所在地	蒲生郡竜王町大字小口277番地の1

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）	55 人
--------------------	------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	17 件
--------	------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）	9,650 円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	7,565 円
マージン率	21.6%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

就業前講習、接遇講習、スキルアップ講習等

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	甲良町シルバー人材センター
事業所の所在地	犬上郡甲良町尼子445番地

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）	0人
--------------------	----

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	0件
--------	----

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）	0円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	0円
マージン率	

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

--

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	公益社団法人大賀町シルバー人材センター
事業所の所在地	犬上郡多賀町大字多賀1330番地

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）	62 人
--------------------	------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	8 件
--------	-----

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）	10,243 円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	7,996 円
マージン率	21.9%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

就業前講習、接遇講習、スキルアップ講習等

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	公益社団法人米原市シルバー人材センター
事業所の所在地	米原市西山205番地3

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）	176 人
--------------------	-------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	26 件
--------	------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）	10,062 円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	7,794 円
マージン率	22.5%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

就業前講習、接遇講習、スキルアップ講習等

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	公益社団法人日野町シルバー人材センター
事業所の所在地	蒲生郡日野町大窪330番地の1

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）	80 人
--------------------	------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	13 件
--------	------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）	9,718 円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	7,753 円
マージン率	20.2%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

就業前講習、接遇講習、スキルアップ講習等

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	公益社団法人高島市シルバー人材センター
事業所の所在地	高島市勝野215番地

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）	86 人
--------------------	------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	21 件
--------	------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）	9,721 円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	7,452 円
マージン率	23.3%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

就業前講習、接遇講習、スキルアップ講習等

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり

労働者派遣事業に係る情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報をお知らせいたします。

対象期間 令和2年4月1日 から
令和3年3月31日 まで

事業所の名称	公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
実施事業所の名称	公益社団法人愛荘町シルバー人材センター
事業所の所在地	愛知郡愛荘町安孫子1216番地1

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数（対象期間の末日現在）	60 人
--------------------	------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数	16 件
--------	------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の額の平均額（1日8時間当たりの額）	10,267 円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの額）	7,981 円
マージン率	22.3%

※マージン率には、派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費、教育訓練費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \quad (\text{小数点以下第1位以下四捨五入})$$

4 教育訓練に関する事項

就業前講習、接遇講習、スキルアップ講習等

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

社会保険は週20時間以上の契約に適用
有給休暇は法定どおり